伊監委第３０号
令和８年８月２１日

請求人　（略）

伊勢原市監査委員　　島　　和　俊

伊勢原市監査委員　　上　原　勇　司

伊勢原市監査委員　　中　山　真由美

伊勢原市職員措置請求の結果について（通知）

令和８年６月２４日付けで提出された伊勢原市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第５項に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第１　請求の受理

本件請求について、請求人が伊勢原市の住民であること、令和７年度伊勢原市消防団活動推進交付金（以下「本件交付金」という。）に係る市の支出及び返還請求権等の不行使を対象としていること、必要な措置として返還請求等を求めていること、事実証明書が添付されていること並びに法第２４２条第２項の期間内に請求されたことを確認したため、令和８年６月２４日付けで受理した。

第２　請求の内容

１　請求の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

（１）請求の趣旨

伊勢原市消防本部が伊勢原市消防団へ交付した交付金令和７年度分１，１８９，６８０円について、消防本部に提出された収支報告書と交付金を受領した消防団側が作成した収支報告書との間に齟齬があり、交付金の使途が違法不当な支出なため、伊勢原市消防団長等に令和７年度交付金のうち１，０２３，７６０円の賠償させることを求めるもの。

（２）請求の理由

ア　令和７年度分の交付金に係る収支報告書について、消防本部に提出された収支報告書と、交付金を受領した消防団（本団及び第１～第６分団）が作成した収支報告書とに齟齬があり、交付金の使途に疑義が生じている。

イ　消防本部は消防団員等福祉共済金の掛金及び分団活動費を交付金で賄っていると報告している一方、消防団側は当該金員の多くを別目的で支出したとしており、消防本部が虚偽の報告をしている可能性がある。

ウ　令和７年度分収支報告書に記載された会議費等(近隣市等との意見交換会、出初め式、火災予防運動、研修、訓練等）には、実態として会議後の懇親会（飲酒）に当該交付金を費消している。懇親会（飲酒）が充てられたとされる部分を損害と主張し、合計１，０２３，７６０円の賠償を消防団長等に求めている。

エ　近隣市等との意見交換会に係る会議費１１４，０００円については、公費を交際費として費消することは社会通念上許されるものとした判例（昭和６１（行ツ）１４４：最高裁平成元年９月５日、平成１０年（行ウ）５号：福岡地裁平成１３年３月２２日）のとおりだが、判例で示されているのは、一人当たり費用の一次会５，０００円までである。よって、年２回、各回５名参加であれば合計５０，０００円がその限度額とされるべきであって過剰となる６４，０００円は交付金の不正使用に該当すると指摘している。

オ　伊勢原市補助金等の交付規則第２１条に基づき、消防本部は消防団から交付金に係る公金帳簿や領収書等を取得し、健全な公金管理体制に変えるよう是正を行うことを求める。

カ　交付金の不適正支出の実態を踏まえ、消防団への交付金は無駄な支出であるとして、交付金の廃止を要望する。

２　請求人

（１）氏名　（略）

（２）住所　（略）

## ３　請求人から提出された事実証明書

請求人提出　事実証明書（資料）一覧

| Ｎｏ | 資　料　名 | 日　付 | 内　容 | 作　成　者 |
|---|---|---|---|---|
| 資料１ | 「令和４年度から令和６年度伊勢原市消防団活動推進交付金収支報告書」の写し | | 消防団活動推進交付金の収支総計 | 消防本部 |
| 資料２ | 「令和７年度伊勢原市消防団活動推進交付金収支報告書」の写し | | 消防団活動推進交付金の収支総計 | 消防本部 |
| 資料３ | 「行政文書公開決定通知書」第１号の写し | 令和8年4月28日 | 令和４年度から令和６年度伊勢原市消防団活動推進交付金収支報告書の開示通知 | 消防本部 |
| 資料４ | 「行政文書の不存在について（通知）」第１号・第２号の写し | 令和8年4月28日 | 資料５の①②③、資料６の第●分団のＪＡバンク通帳の写しが不存在である通知 | 消防本部 |
| 資料５ | 「行政文書公開請求書（①収支報告②分団帳簿③証票類）」の写し | 令和8年3月31日 | | 請求人 |
| 資料６ | 「行政文書公開請求書（第●分団のＪＡバンク通帳の写し）」の写し | 令和8年4月13日 | | 請求人 |
| 資料７ | 「令和７年度伊勢原市消防団活動推進交付金収支報告書（本団分）」の写し | | 資料２の本団分明細 | 消防本部 |
| 資料８ | 「令和７年度伊勢原市消防団活動推進交付金収支報告書（第１分団分から第６分団分）」の写し | | 資料２の第１分団分から第６分団分明細 | 第１分団から第６分団 |
| 資料９ | 「行政文書公開決定通知書」第５号の写し | 令和8年5月27日 | 資料８の本団分・第１分団分から第６分団分の開示通知 | 消防本部 |
| 資料１０ | 「行政文書の不存在について（通知）」第４号・第５号の写し | 令和8年5月27日 | 資料１２の(令和４から７年度)①第●分団のＪＡバンク通帳②第●分団の会計帳簿）の写し、資料１１の（令和４から７年度)①分団の公金会計帳簿②その証票類③分団の収支報告書）の写しが不存在である通知 | 消防本部 |
| 資料１１ | 「行政文書公開請求書（（令和４から７年度)①分団の公金会計帳簿②その証票類③分団の収支報告書）」の写し | 令和8年5月1日 | 帳簿と証票があれば費消先が明らかになる | 請求人 |
| 資料１２ | 「行政文書公開請求書（(令和４から７年度)①第●分団のＪＡバンク通帳の写し②第●分団の会計帳簿）」の写し | 令和8年5月1日 | 通帳の写しがあれば私的横領が証明できる | 請求人 |
| 資料１３ | 令和７年度幹部懇親会リスト | | 令和７年度に消防団幹部らによる懇親会の一覧。資料１４の会話および消防本部作成の年間行事一覧(請求人は廃棄)によりまとめた | 請求人 |
| 資料１４ | 消防団幹部親睦会長:第●分団分団長　●●●●発信のLINEトークログ | | [LINE]令和６年から７年伊勢原市消防団幹部会のトーク履歴<br>親睦会長による幹部懇親会の日程や場所、会費等の幹部(団長、副団長、分団長、副分団長の合計１５名)への連絡用LINEの会話ログ | LINE記録 |
| 資料１５ | 第●分団会計担当者とのLINEトークログ | | [LINE]●●●●とのトーク履歴<br>(請求人＝●●●●●●●) | LINE記録 |
| 資料１６ | 第●分団会計報告( Outlookメール送信ログ) | | 平成３０年度から令和３年度分の第●分団の会計報告をするメール送信記録(添付されたxlsが会計収支報告となる) | 請求人 |

## 第３　監査の対象

本件交付金１，１８９，６８０円の交付及び実績確認並びに関連する返還請求権等の不行使について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるかを監査の対象とした。具体的な監査対象事項は、次のとおりである。

１　消防団員等福祉共済金掛金９８４，０００円の支出の実態

２　会議費１１４，０００円の目的、内容、金額及び本件交付金の対象経費の該当性

３　分団活動助成費及び雑費合計９１，６８０円の使途及び本件交付金の対象経費該当性

４　複数の収支報告書の齟齬が、本件交付金の不適正使用を示すものか

第４　監査の実施

監査対象部局を消防本部及び関係課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員及び関係人から説明を聴取した。

また、法第２４２条第６項の規定に基づき、令和８年７月３１日に請求人、関係職員及び消防団長に対し､それぞれ証拠の提出及び意見陳述の機会を付与した。

その結果、請求人、関係職員ともに陳述が行われたが、双方から新たな証拠の提出はなかった。

第５　確認した事実

１　交付の概要

市は、令和７年度、伊勢原市消防団活動推進交付金交付要綱に基づき、消防団に対し、本件交付金１，１８９，６８０円を交付した。その内訳は、消防団員等福祉共済金掛金９８４，０００円、会議費１１４，０００円、分団活動助成費及び雑費９１，６８０円である。

２　収支報告書の齟齬

消防本部が保有していた収支報告書は本件交付金全体を対象としていたのに対し、本団及び各分団の収支報告書は、各分団に配分された交付金の収支を対象とし、本件交付金以外の財源による収支を含んでいた。このため、収支報告書の対象範囲の相違により資料間の金額に不一致が生じていたが、監査において提出された証憑等との突合を行った結果、本件交付金の支出内訳は上記交付の概要とおりであることを確認した。

３　消防団員等福祉共済金掛金

共済金掛金の納付時期が本件交付金の交付時期より前であったため、本団及び各分団から９８４，０００円の繰入れを行い納付した。この事実は、令和７年４月３０日付けで公益財団法人神奈川県消防協会宛に同額を湘南農業協同組合伊勢原支店から振込手続きを行ったことを証する「振込受付書」で確認しただけでなく、神奈川県消防協会に同年５月９日受付を経由し、日本消防協会に同年５月２１日受付印が押印された「消防団員等福祉共済加入申込書」により納付及び申込み完了を確認した。その後、同年６月５日と同年１２月１７日の２回にわけて、交付金（繰入金を含む）の分配が行われており、これらの経緯から、消防団員個人から掛金を徴収した事実は認められなかった。

４　会議費

会議費１１４，０００円の内訳は、次のとおりである。

（１）秦野市・伊勢原市消防幹部交流会及び送別会

日　時：令和７年７月４日
負担金：９，０００円、退会者記念品代２００円
出席者：当市１２名（内訳：消防団６名、消防職員６名）
交付金対象額：６名 × ９，０００円 ＝ 計 ５４，０００円

（２）伊勢原市・秦野市・平塚市消防団交流会
日　時：令和８年２月１３日
会　費：１０，０００円
出席者：当市９名（内訳：消防団６名、消防職員３名）
交付金対象額：６名 × １０，０００円 ＝ 計 ６０，０００円

※いずれの会議においても、出席した消防職員の費用は私費により負担されている。

案内文書や出席者名簿等の確認をした。また、その実態は各市消防団の活動状況や課題、災害時の連携体制、訓練および組織運営に関する実務的な情報共有や意見交換を目的としたものであり、平時からの課題共有等を通じて大規模災害時における広域連携の円滑化及び消防団活動の連携強化を図るうえで不可欠な事務遂行の一環であり、これらの支出は会費相当額に限られていることが認められる。

したがって、当該会議費として支出された各金額は、交付対象経費に該当し、社会通念上相当な範囲を逸脱するものではないと認めた。

５　その他の支出

分団活動助成費及び雑費合計９１，６８０円は、分団会議における飲料費、火災出動時の飲料水費などであり、各支出の日付、金額、支払先及び領収書等と一覧表により突合した。その結果、いずれも交付要綱上の対象経費が該当することを確認した。

６　会計帳簿等の管理

令和７年度当時、市から消防団本団への交付金は適正に振り込みで行われていることが確認された。しかしながら、本団から各分団への活動助成費の配分は現金による手渡しで行われ、各分団では副分団長がこの現金を管理し、交付金以外の財源も含む形で活動経費に充てていた。この現金交付及び分団での管理方法は、交付金会計の透明性及び説明責任の観点から不適切である。

これを受け、消防本部においては、令和８年度から交付金要綱を改正し、本団による一括管理、他財源との明確な区分整理、並びに帳簿及び証拠書類の適正な整備等に向けた改善に取り組むこととした。

## 第６　監査委員の判断

１　個別事項に関する確認および判断

監査の結果、確認された事実に基づき、各項目の実態および適正性について

次のとおり判断する。

（１）消防団員等福祉共済金について

ア　確認事項

消防団員等福祉共済金は、支払時期が本件交付金の交付時期よりも早いため、消防団から同額の繰入れを行って支払われていたものである。この事実は、金融機関手続時の「振込受付書」及び「消防団員等福祉共済加入申込書」に掛金納入の確認後、受付印が押印されている書類等からも確認できた。

イ　判断

この繰入れと支払いは、交付金の交付時期とのズレを解消するための合理的な措置であり、消防団員個人からの不当な掛金徴収等の事実は認められず、適正な支出であると判断する。

（２）会議費について

ア　確認事項

令和７年度分交付金１，１８９，６８０円のうち、会議費が１１４，０００円であったことは、消防本部提出の書類により確認できた。

イ　判断

当該会議費は、広域連携の円滑化や消防団活動の連携強化を図るうえで不可欠な実務的な情報共有等を目的としたものであり、その実態や使途、効果を考慮すると、社会通念上許容される範囲を逸脱するものではなく、適正な経費であると認められる。

（３）その他の支出について

ア　確認事項

福利厚生費（消防団員等福祉共済金掛金）９８４，０００円、会議費１１４，０００円を除く、分団活動助成費及び雑費の合計９１，６８０円についても、分団会議における飲料費や火災出動に伴う飲料水費等の支出であることが領収書等により確認できた。

イ　判断

これらについても、交付要綱上の対象経費に該当し、不当な支出は認められない。

（４）帳簿及び証拠書類の整理について

ア　確認事項

「伊勢原市補助金等の交付規則」第２１条に定められている帳簿や証拠書類の備え付け、整備、並びに５年間の保存が十分に行われていなかった事実が確認された。また、当時は現金での交付や管理が行われており、当初の収支報告書のみでは使途の追跡が困難な状態にあった。しかし、担当部局から提出された収入支出に係る根拠書類等により確認できた。

２　総括的判断

以上の監査結果に基づき、次のとおり総合的に判断する。

（１）交付金の使途に関する判断

請求人の主張する、交付金の大部分が懇親会（飲酒）に費消されているという点、および消防団員等福祉共済金掛金が消防団員の個人負担であるという点については、具体的な支出内容および支払方法を詳細に確認した結果、いずれも事実とは異なり、不当な支出は認められなかった。

会議費、福利厚生費、その他の支出はいずれも適正な範囲内であると判断する。

（２）会計管理体制の課題と今後の改善への期待

一方で、前述のとおり、法定の帳簿および証拠書類の整備・保存等が十分に実施されていなかったことは、公金が投入されている事業において、透明性の確保や説明責任を果たす上で決して望ましいものではなかったといえる。しかしながら、こうした指摘事項や課題に対し、消防本部においては、令和８年度から交付金要綱を改正し、本団による一括管理、他財源との明確な区分整理、並びに帳簿及び証拠書類の適正な整備等に向けた改善に取り組むこととしている。

したがって、今後は是正された新要綱に基づき、より一層適正かつ透明性の高い交付金事務の執行が図られるものと期待する。

第７　参考事項

本監査は、提出された文書、領収書等の証憑及び関係者への聞き取りに基づき実施したものである。なお、消防団側における一部の証憑欠落や情報不備等により、本件交付金を財源としない支出の実態を完全に把握し得なかった点をここに付記する。

第８　結論

本件請求については理由がないため、これを棄却する。

第９　監査委員の意見

近年、消防団の人員確保が困難となる中で、本市の消防団が高い充足度を維持し、火災対応のみならず様々な応援要請に応じる活動は高く評価されるものである。その活動は地域社会に不可欠であり、団員の皆様の献身的なご尽力には深く敬意を表する。

今回の住民監査請求は、公金が適正に使用されているかについて市民が関心を持ち、その監視を行う上で極めて有意義であったと言える。公費が投入されている以上、その使途が適正であり、かつ市民に対して透明性をもって説明できる状

態にあることが強く求められる。

今回の監査では、請求人の主張するような不当な支出は認められなかったものの、会計帳簿および証拠書類の整理や管理運営において重要な課題が明らかになった。

よって、地方自治法第１９９条第１０項の規定に基づき、市長及び消防長に対し、次のとおり意見を提出する。

１　会計帳簿及び証拠書類の整備強化

伊勢原市補助金等の交付規則第２１条に基づき、収入及び支出を明確にした会計帳簿、並びにすべての証拠書類（領収書等）を適正に備え付け、整備し、規定期間（５年間）保存すること。

２　会計管理基準の明確化と徹底

支出の都度、その目的、根拠、金額が明確になるよう、会計管理の基準を具体的に定め、消防団内での周知徹底を図ること。

３　市民への説明責任の強化

交付金の適正な使用状況を市民に明瞭に示すことができるよう、会計の透明性を高め、情報公開に努めること。

これらの改善を通じて、消防団が市民からの信頼をさらに強固なものとし、地域防災の中核として一層活躍されることを期待する。